2　金融商品取引業者の最低資本金の額
　第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金の額は、第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合は一〇〇〇万円、第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合は五〇〇万円とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の七関係）

3　発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等
　第二条第一項第九号に掲げる有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いであって、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものは、発行価額の総額として算定される額が一億円未満であること及び取得する者が払い込む額として算定される額が五〇万円以下であることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の三関係）

4　投資者保護基金への加入義務を負わない金融商品取引業者等
　投資者保護基金への加入義務を負わない金融商品取引業者等として、第一種少額電子募集取扱業者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者を追加することとした。（金融商品取引法施行令第一八条の七の二関係）

5　特定金融指標算出者による書類の届出期限
　特定金融指標算出者が特定金融指標算出者としての指定を受けた日から必要書類を内閣総理大臣に届け出る期間は、一月とすることとした。（金融商品取引法施行令第一九条の一〇関係）

6　業務規程の認可を受ける期限
　特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に関する業務規定を定め、特定金融指標算出者としての指定を受けた日から内閣総理大臣の認可を受ける期間は、六月とすることとした。ただし、外国の者である特定金融指標算出者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、特定金融指標算出者の指定を受けた日から六月以内に同項の認可を受けることができないと認められる場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とすることとした。（金融商品取引法施行令第一九条の一一関係）

7　内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日
　内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日は、金融商品取引所に上場されている有価証券等の発行者に初めて該当することとなった日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とすることとした。（金融商品取引法施行令第三五条の三関係）

8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正（第二条～第一二条関係）
　石炭鉱業年金基金法施行令、勤労者財産形成促進法施行令、外国為替令、国民年金基金令、財政融資資金法施行令、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、確定給付企業年金法施行令、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令、金融庁組織令及び金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（平成二七年五月二九日）から施行することとした。

# 政　令

## 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十一号**

　内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令を制定する。

　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

　第八条第二項中「、学内選考委員会」を「学内選考委員会」に改め、「推薦する者」の下に「その他文部科学省令で定める者」を加える。

**附　則**

　この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十二号**

　内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月二十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

## 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三